第二十号の四様式（第十条関係）

外国の法人税等の額の控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無		有・無	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表1の⑦） ①		円
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額（別表1の⑲） ②		
	計　①＋② ③		
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表1の①、同表の⑦又は(同表の①＋同表の②＋同表の③) ④		
	道府県民税の控除限度額（別表1の④） ⑤		
	外国税額のうち④と⑤の合計額を超える額　③－(④＋⑤) ⑥		
	市町村民税の控除限度額（別表1の⑤） ⑦		
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表1の㉓） ⑧		
	計　⑦＋⑧ ⑨		
	当期分の控除外国税額（⑥又は⑨のうち少ない額） ⑩		
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪			
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫			
法第321条の8第42項により控除できる金額（別表7の⑧） ⑬			
当期分として算定した法人税額割（㉒又は第20号様式の⑤－⑦＋⑧－⑨） ⑭			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉓） ⑮			

前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度	控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱
・　・	円	円	
・　・			
・　・			円
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
当期分			
計 ⑫	円	円	

各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数 人	控除すべき外国税額等 ⑲ 円	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑳ 円	各市町村ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑ 円
合計				㉒	㉓